

# 説明資料

## 〔個人所得課税〕

令和 4 年 10 月 18 日 (火)  
財 務 省

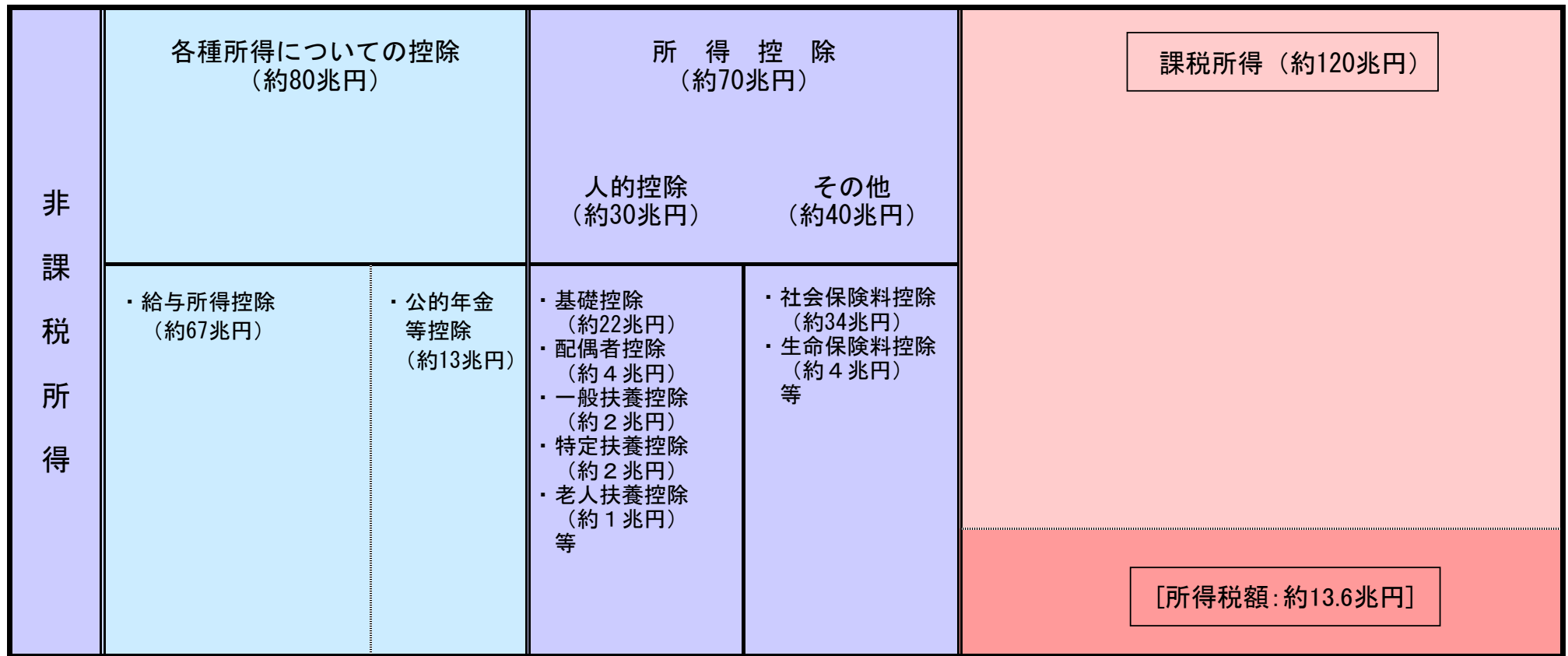
# 1. 我が国の所得控除制度等の概観

## 所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約270兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約190兆円)



(注1) 計数は「令和2年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.4兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。

# 人的控除の種類及び概要

	創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
			所 得 税	住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	<b>基礎控除</b>	昭和22年 (1947年)	・本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	<b>配偶者控除</b>	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			
	<b>配偶者特別控除</b>	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	<b>扶養控除</b>	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			
特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者				
老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者				
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—	
特 別 な 人 的 控 除	<b>障害者控除</b>	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	<b>寡婦控除</b>	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	<b>ひとり親控除</b>	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	<b>勤労学生控除</b>	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額75万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

## その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額＋災害関連支出の金額)－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除  <small>セルフメディケーション税制 平成29年から令和8年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている納税者が、その納税者又はその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合に控除</small>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$ $\left\{ \begin{array}{l} \text{支払ったスイッチOTC} \\ \text{医薬品等の購入費の額} \end{array} \right\} - \left\{ 1\text{万}2\text{千円} \right\} = \text{控除額} \\ \text{(最高限度額 8万8千円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ※各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

## 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

## 第二 令和時代の税制のあり方

### 2 働き方やライフコースの多様化等への対応

#### (1) 個人所得課税における諸控除の見直し

我が国の個人所得課税については、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中、これまでその負担軽減を行う際には、給与所得控除等の所得計算上の控除に著しく依存した見直しが行われてきた。この結果、諸外国では、総じて言えば負担調整における人的控除の役割が大きいものに対して、我が国では基礎控除等の人的控除の果たす役割が比較的小さなものに止まっている。

近年、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど働き方の多様化が進展している中、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除の重要性が高まっていると考えられる。このような変化を踏まえ、当調査会は平成27年11月の「論点整理」等において、所得再分配機能の回復を図り、働き方にかかわらず経済力に応じた公平な負担の実現に向け、個人所得課税の諸控除の見直しについての考え方を提示した。平成29年度税制改正で女性の就業促進の観点も踏まえ配偶者控除の見直しが行われたほか、平成30年度税制改正では、フリーランスや起業など様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定の額を超える者について基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に高い所得を得ている者については公的年金等控除の額を引き下げるなど、各種控除の適正化が行われた。

今後も、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要である。その際、収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある。

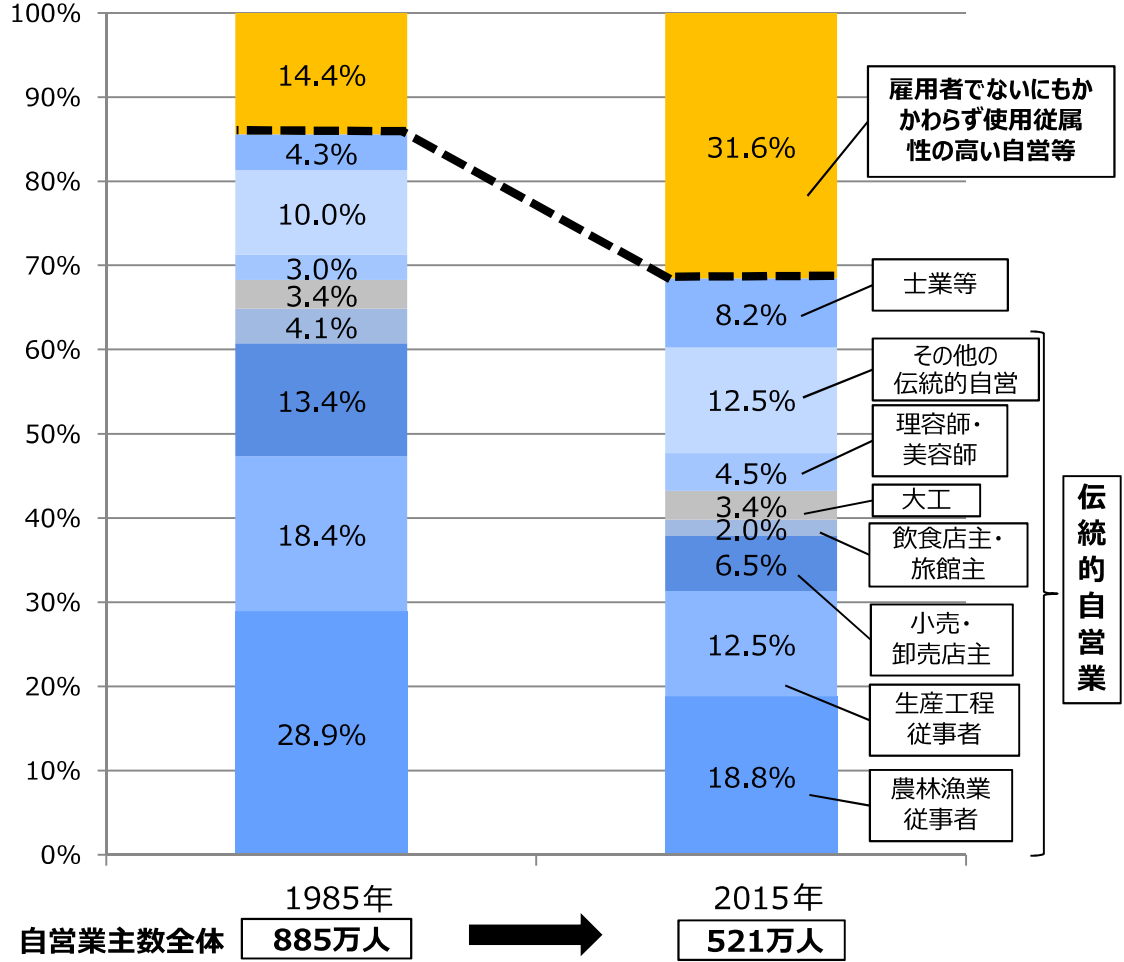
(1) 働き方の多様化と「人的控除」の  
あり方について



# フリーランスの現状

- 自営業主は全体としては減少傾向だが、雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等の割合は増加。（1985年14.4%⇒2015年31.6%）
- フリーランス人口は、462万人。そのうち、女性は男性の半分程度。

## 自営業主の動向



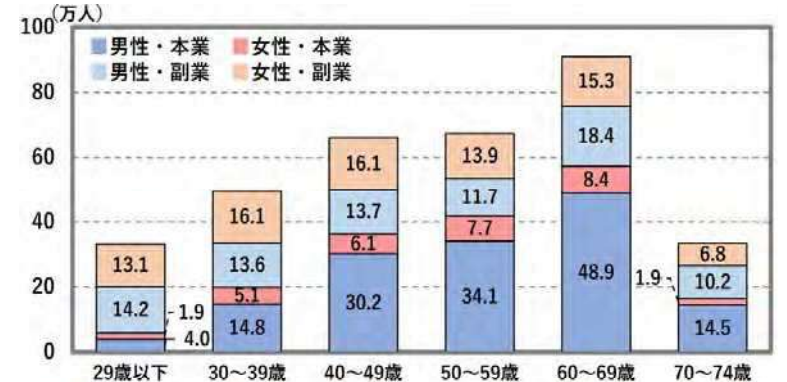
(注1) 山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(2015年9月3日 政府税制調査会資料)の区分を参考に作成。「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種。  
(注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。  
(出所) 総務省「国勢調査」

## 直近のフリーランス人口

2020年時点 本業 214万人  
副業 248万人  
計 462万人

(出所) 内閣官房「フリーランス実態調査結果」(2020年)  
※調査期間: 2020年2月10日~3月6日

## 年代別フリーランス人口



(出所) 内閣府「政策課題分析シリーズ17「日本のフリーランスについて」」(2019年)、「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

**(上記資料におけるフリーランスの定義)**  
 就業形態: 自営業主(雇人なし・実店舗なし)・内職・一人社長  
 職業区分: 農林漁業従事者を除く  
 本業: 「仕事をおもにしている」者で、おもな仕事上記就業形態・職業区分  
 副業: 以下のいずれかに該当する者  
 ①「家事・通学等がおも」(「仕事が従」)の者で仕事上記就業形態・職業区分  
 ②おもな仕事はフリーランスではないが、副業・兼業で上記就業形態職業区分

(出所) 内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2020年7月1日)